別紙２

作成例

年　　月　　日

○○年度　○○学校　文化部活動に係る活動方針

１　本校の文化部活動

　男子：※部活動名

　女子：※部活動名

２　目標

（１）

（２）

３　活動日、活動時間

（１）活動日

ア　１週間の活動日は、５日以内とする。このうち、毎週木曜日は完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ　定期試験の１週間前からは、活動を中止とする。

ウ　夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

（２）活動時間

ア　平日は長くとも２時間程度（学期中の週末も含む。）、休業日は３時間程度とする。なお、朝活動は行わない。

イ　完全下校時間を厳守する。

（３）完全下校時間

　　　平日（４月～１０月）　　　１９：００

　　　平日（１１月～３月）　　　１８：３０

　　　休業日及び長期休業期間　　１７：００

（４）共通の休養日

　　ア　毎週木曜日

　　イ　定期試験前後の一定期間

　　　　　５月○○日～○○日（１学期中間考査）　　　○○日間

７月○○日～○○日（１学期期末考査）　　　○○日間

１０月○○日～○○日（２学期中間考査）　　　○○日間

１２月○○日～○○日（２学期期末考査）　　　○○日間

２月○○日～○○日（学年末考査）　　　　　○○日間

ウ　その他

　　　　　８月○○日～○○日（夏季学校閉庁日）　　　○○日間

　　　　１２月○○日～１月○○日（冬季学校閉庁日）　○○日間

（５）上記（１）及び（２）の基準を超えた活動日・活動時間

　　ア　休養日

　　　　○○○○の観点から、次の文化部については、生徒の能力・適正や、健康・安

　　　全に十分配慮することにより、休養日を週当たり１日以上とする。

　　　　　　○○部、○○部、○○部

　　イ　活動時間

　　　　○○○○の観点から、次の文化部については、平日では３時間程度、休業日で

　　　は４時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの活動時間は１６時間未

満を目安とすること。

　　　○○部、○○部、○○部

　　ウ　その他

　　　　大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

４　大会等への参加

文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

５　その他

（１）文化部活動顧問会議

　　ア　年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

　　イ　定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

（２）部費の徴収について

　　ア　部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

　　イ　決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

（３）その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。

※ゴシック体：熊本県の「高等学校における文化部活動の指針」と同じ部分